

桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 29 年 2 月 10 日

第 83 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

社労士個人情報保護事務所の認定を受けました

平成 29 年 1 月 1 日、認証番号：1600632

個人情報の取扱いは厳密に

社会保険労務士の個人情報の取扱いは、社労士法第 21 条（秘密を守る義務）及び第 27 条の 2（開業社労士の使用人等の秘密を守る義務）において秘守義務が課され、職業倫理の遵守という観点からも、厳密に行うことになっています。

平成 17 年に個人情報保護法が全面施行され、個人情報とその保護の意識が高まり、企業等においても個人情報の取扱基準の策定が急速に進んできました。さらに、平成 28 年から運用されたマイナンバー制度では、個人情報保護法よりさらに厳しい罰則が設けられ、厳格な安全管理措置を講ずることが求められています。このことにより、社会保険労務士は、委託先として適切な安全管理措置が講じられているか、委託先等から監督される立場にあります。したがって、社会保険労務士は、個人情報等について適切な安全管理措置を講ずることによって、顧問先・お客様の信頼を得ることが必要になっています。

適切な取扱いの証＝『SRP II 認証』

その措置を講じている証として、「社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度(SRP II 認証制度)」があります。今回、①マイナンバー制度に対応した安全管理措置が講じられていることを宣言する「特定個人情報保護評価書」を作成・添付し、②マイナンバー制度についての e ラーニング審査を受け、③個

人情報保護基本方針、④個人情報取扱規程、⑤特定個人情報に関する覚書を添付して申請し、平成 29 年 1 月 1 日付けで認証を受けました。

今後とも、当事務所は個人情報の適切な取扱いに留意し、業務運営をしてまいります。



社会保険労務士個人情報保護事務所

認証書



◇認証番号	第 1600632 号
◇事務所名称	桑野社労士 & FP 事務所
◇認証の有効期限	自平成 29 年 1 月 1 日 至平成 31 年 12 月 31 日

全国社会保険労務士会連合会

(裏面に続く)

労働基準法 1

先月号まで、「労働裁判事例」を20回にわたり掲載してきました。今月号からは、「労働基準法」について、その解説を連載します。

労働者とは？その判断基準は何か

労働基準法が適用される労働者とは、①職業の種類を問わず、②事業又は事業所に使用され、③賃金を支払われる者をいいます（法第9条）。

その判断基準は、次のとおりです。

1. 労務提供の形態が指揮監督下の労働であること
 - 仕事の依頼、業務従事の指示等に対して、諾否の自由があるかどうか
 - 業務遂行上の指揮監督があるかどうか
2. 報酬が、労務の対象として支払われていること
 - 報酬が、使用者の指揮監督下で一定時間の労務提供への対価として、判断できるか
3. 判断を補強する要素として、①事業性の有無、②専属制の程度を、考慮する。

しかし、労働者であるか否かはなかなか難しく、次のような裁判で争われた例があります。

横浜南労基局長（旭紙業）事件（最高裁 H8. 11. 28

第一小法廷判決）自分の所有するトラックを工場に持ち込んで、製品を運送する業務に従事していた労働者が、運送品をトラックに積み込む作業中に足を滑らせて転倒して負傷した。そこで、その労働者が労災保険法の適用を求めて、当該労働基準監督署長に請求したが、「労働保険法上の労働者に当たらない。」として不支給処分となった事件。第1審は請求を認めたが、第2審は請求が棄却され、最高裁でも、業務の指示内容、時間的場所的拘束の程度、報酬の支払方法の検討から、「労働者に該当しない」との判決となった。

CBC 管弦楽団労組事件（最高裁 S51. 5. 6 第一小法廷判決） 放送事業のA社は、CBC 管弦楽団をつくり、楽団員との間で1年有期の「専属出演契約」を締結した。その後、その契約は「優先出演契約」に

改められ、A社の番組に優先的に出演する義務を負うものとされ、就業規則の適用はないことになった。その後、さらにその契約は「自由出演契約」となり、楽団員の他者出演などは自由となった。しかし、出演報酬が不足となり、楽団員は労組を結成してA社に団体交渉を申し入れた。しかし、A社は、楽団員との使用・従属関係はないと拒否した。1審・2審とも、A社と楽団員には使用・従属関係があるとし、楽団員の労働者性を肯定した。

（次号に続く）

事務所からひとこと



1面にあるように、当事務所は「社会保険労務士個人情報保護事務所」の認定を受けました。さらに、情報セキュリティ対策強化として、2月の初めにコンピュータへのインターネットからの不正侵入やウイルスの侵入を防止するため、ファイアウォールを導入しました。

一方で、1～2月は、各種の研修を受けています。まず、1月21日と28日に、「労働条件審査実務研修会」。これは、公的業務に従事する指定管理者や企業の労働条件審査のための研修です。現在、国や地方の多くの公共団体において、民間企業がその業務に従事しています。その業者の決定は入札ですが、単に安いというだけでなく、その公的業務を社会的責任をもって、確実に実施できるか否かのため、就業規則・労働条件通知書・賃金台帳・労働者名簿・出勤簿・各種届出書類等を、審査するものです。また、2月3～4日には、「個別労働紛争解決応用研修」を受講しました。平成27年度における総合労働相談件数は、100万件を超えています。そのうち、労働局長による助言・指導は約9,000件、今回研修した紛争調整委員会への申請は約5,000件となっています。最近の労働立法や判例の動向を研修し、事例の研修をするとともに、実際に合わせた解決トレーニングを行いました。